

宅地建物取引業営業保証金の取戻しについて

宅地建物取引業者が廃業等をした場合、宅地建物取引業者であった者またはその承継人は、以下にお示しする方法で、供託した営業保証金を取戻すことができます。

(保証協会の社員であった場合には、手続きが異なるので、加入している保証協会へお問い合わせください。)

1 廃業等届出書（または事務所の廃止等にかかる届出書）を提出する。

提出先：茨城県土木部都市局建築指導課

2 官報公告する。

掲載依頼・問合せ先：茨城県官報販売所（水戸市南町2-6-37 木村ビル1階）

電話029（291）5676／FAX029（302）3885

3 営業保証金取戻し公告済届を提出する。

営業保証金取戻し公告済届出書1部（控えが必要な場合、公告済届出書1部＋副本1部）

添付書類：掲載した官報の写し（取戻し公告の掲載内容が確認できるページのみでよい）

提出先：茨城県土木部都市局建築指導課

4 債権の申出書の提出がなかった旨の証明を受ける。

官報公告の翌日から起算して6ヶ月経過後に、債権存在申出書不提出証明申請書を2部（証明用1部、県分1部）提出する。（証明手数料1部 400円）

※ 例：官報公告日が4月1日の場合、証明願いは、10月2日以降となる。

・廃業の場合・・・様式第10号その1

・事務所の廃止等の場合・・・様式第10号その2

添付書類：掲載した官報及び供託書正本を持参して提示すること。

提出先：茨城県土木部都市局建築指導課

5 営業保証金の取戻し請求を行う。

営業保証金を供託した供託所（地方法務局、これらの支局等）で営業保証金の取戻しを請求する。

必要書類：県から証明を受けた債権存在申出書不提出証明申請書、供託書正本

その他必要な書類があるので、供託所に確認すること。

請求先：供託所（地方法務局、これらの支局等）

○留意事項

- 1 承継人の場合等で、取戻しの権利を確認するため、必要に応じ上記以外の書類を提出していただくこともあります。
- 2 債権の申し出があった場合の証明願いは、申出債権総額証明申請書となります。
- 3 営業保証金を取戻すことができる事由が発生した時から10年を経過した場合や、供託している国債等が満期になり消滅時効が完成した場合、供託していた金銭は国庫に帰属するので注意してください。